

認知症対応型通所介護重要事項説明書  
(医和生会きらくデイサービス)

令和7月2月1日現在

1. 法人の概要

法人名	医療法人 医和生会	
代表者氏名	理事長 山内俊明	
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目16-5	
連絡先	Tel0246-25-8181 Fax0246-37-7571	
他の主な事業	通所介護（介護、介護予防、日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	通所リハビリテーション（介護、介護予防）	1ヶ所
	認知症対応型通所介護（介護、介護予防）	1ヶ所
	訪問看護（介護、介護予防）	1ヶ所
	居宅介護支援事業所（介護、介護予防、日常生活支援総合事業）	1ヶ所
	短期入所生活介護事業所（介護、介護予防）	1ヶ所
	小規模多機能型居宅介護事業所（介護・介護予防）	2ヶ所
	居宅療養管理指導（在宅支援診療所）	1ヶ所

2. 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	医和生会きらくデイサービス
介護保険事業所番号	福島県
所在地	福島県いわき市平谷川瀬一丁目19-7
連絡先	Tel0246-35-6107 Fax0246-35-6108
管理者氏名	金成 敬子
相談担当者氏名	永山 由美
事業の実施地域	いわき市（平地区〔草野・赤井・郷ヶ丘含む〕内郷地区、好間地区、の一部 ※この地区以外にも相談に応じます。

(2) 職員体制

職 種	常 勤	非常勤	業務内容
管理者	1（兼務）	—	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います
生活相談員	7（兼務）	—	日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います
看護職	—	2(兼務)	健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います
介護職	15	1	日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います
機能訓練指導員	—	2(兼務)	ご利用者様の機能訓練を担当します

(3) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
営業時間	午前 8 : 00 から午後 6 : 30
提供時間	午前 9 : 10 から午後 4 : 20

(4) 利用定員

利用定員	1単位を12人とし、2単位24人を限度とする。
------	-------------------------

### 3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員等が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定認知症対応型通所介護を提供することを目的とします。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。</li> <li>・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</li> <li>・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。</li> <li>・事業所の運営に当たってはBCP（業務継続計画）を策定し、必要な体勢の整備を行うと共に、規定回数の訓練、研修を実施し、大規模な自然災害や感染症などが起きた場合でも出来るだけ業務を中断させないように準備を行う事が出来るように努めるものとします。</li> <li>・職員等が個人として尊厳され、人権を阻害されることなく、健全で快適な環境の下に業務を遂行できるようハラスメントの防止および排除のための措置に関し必要な事項を定め運営を行います。</li> </ul>

### 4. 利用料金について

<p>・介護保険の適用がある場合は、原則として利用料金の1割、もしくは2割・3割が利用者の負担額となります。ただし、保険料の滞納などにより、法定代理受領が出来なくなった場合、全額お支払い下さい。後日、当事業所から発行されたサービス提供証明書を地区保健福祉センターの窓口に出しますと9割払い戻されます。尚、利用者の負担額については、利用料金概算表に記載しお渡します。</p>			
基本利用料金	認定区分	基本料金(1日)	入浴(1回)
	要支援1	8,590円	400円
	要支援2	9,590円	
加算料金	個別機能訓練加算	270円(毎回)	計画に基づき機能訓練を実施した場合
	若年性認知症受入加算	600円(毎回)	初老期における認知症の方に対するケアを行った場合
	サービス提供体制強化加算I	220円(毎回)	介護福祉士を70%以上又勤務10年以上介護福祉士25%以上
	介護職員等処遇改善加算I	別途合計額に18.1%相当の介護職員処遇改善加算が加わります	
その他の料金	食費	1日につき昼食700円、朝・夕食500円	
	オムツ代	紙オムツ代1枚200円、紙パット代1枚100円	
	タオルレンタル代	バスタオル1枚40円、フェイスタオル1枚20円	
	手帳代	初回 500円	
	洗濯代	1回 400円	
<p>前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用をいただきます。 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をいただきます。</p>			

## 5. 通所介護の内容

種 類	内 容
食事	利用者一人一人の栄養状態や摂食の状況に応じた個別の対応を重視し、低栄養状態を予防します。
心身の状況把握	健康チェックを行います。
機能訓練	日常動作訓練・運動機能訓練・口腔機能向上訓練等を行います。
介護サービス	移動や排泄の介助・見守り等のサービスを行います。
入浴	入浴の介助、見守りなどを行います。
日常生活上の相談・助言	利用者とそのご家族からの相談に応じます。
送迎	ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

## 6. 介護サービスを受けるにあたっての留意事項

- ・ きらくデイサービスの利用を希望される場合は、担当の介護支援専門員にご相談下さい。
- ・ サービス利用中、個人での外出は出来ません。また、やむを得ず退出する場合は、管理者の許可を必要とします。
- ・ 施設内の居室、設備、器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反するご利用により、破損などが生じた場合は賠償して頂くことがあります。
- ・ 施設内は全面禁止の為喫煙は出来ません。
- ・ 施設内で、他の利用者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮下さい。  
又、ご利用者様や職員への金 銭、物品のやり取りもご遠慮下さい。
- ・ 入院や病気等によりサービスを利用できない状態が明らかになった場合、または、正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合はサービスを中止とさせていただきます。サービス利用を再開する場合は、以前と同様の内容でお受けできない時がございます。
- ・ 以下の記載する行為及びそれに類似する行為が、利用者又はその関係者からなされることにより、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除をすることがあります。  
(1) 事業者の職員に関して行う暴言・暴力・嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。  
(パワーハラスメント、セクシュルハラスメント、カスタマーハラスメントなど)  
(2) サービス利用中に職員の写真や動画を撮影したり録音したりすること。
- ・ 暴風雨、降雪、台風、地震等により警報が発令された場合、事業者の判断でサービスを中止または時間を変更させていただくこともあります。尚、通所サービスを中止する場合には、午前8時までに当法人よりご連絡を差し上げます。午前8時以前に確認が必要な方は、お手数ですが、25-8181にお電話下さるよう宜しくお願い致します。

## 7. 事故、感染発生時の対応及び賠償責任について

- ・ 認知症対応型通所介護サービスの提供で事故、感染が発生した場合は、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要に応じ市町村に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・ 事業所は、認知症対応型通所介護サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により事故・感染が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- ・ きらくデイサービスの提供で事故、感染が発生した場合には、当法人で加入しております保険で対応させていただきます。その場合、保険対応を超えて補償等をご請求されましても、対応出来ませんので予めご了承ください。ただし、事業者の故意、過失がある場合には、この限りではありません。

## 8. 衛生管理について

・事業者は利用者・職員の健康を守るため、感染症や食中毒の発生、蔓延防止について委員会、指針の作成  
研修の実施等体制の整備を行い、必要な措置を講じます。

## 9. 緊急時の対応について

- ・サービス提供中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族及び主治医に連絡する等の措置を講じます。

## 10. 個人情報の保護及び秘密保持について

- ・事業所は、知り得た利用者の秘密及び個人情報については、契約中も契約終了後も正当な理由なく第三者に漏らしません。
- ・事業所は、個人情報の適切な取り扱いに努め、事業所での通所介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ提供する場合には利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

## 11. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うと同時に、利用者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村へ連絡致します。

## 12. 非常災害対策について

- ・防災管理者1名をおき、管理者は災害発生の未然防止に努め、かつ、職員の防災意識の植え付け・育成に留意し、くれぐれも災害による人身事故が発生しないよう最大限に配慮します。
- ・管理者は、施設の実態に即した防火管理体制の整備を図るとともに、全従業員の責任分担を明確にし、非常の際には迅速かつ円滑に機能するよう、その確認を行います。
- ・消火設備・警報設備・避難設備等の確認とこれらの設備が常時機能されているか点検を行います。
- ・従業員及び利用者に対して避難場所・避難経路など避難時における知識を周知させると共に、非常時に迅速かつ安全に避難を行えるよう有効な避難訓練を適宜実施します。
- ・消防機関・地域の消防組織等との連絡を密にし、避難消火等が円滑に行えるようにします。

## 13. 相談・苦情について

### (1) 当事業所相談・苦情担当

当事業所の認知症対応型通所介護に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

苦情受付担当	金成 敬子	TEL 35-6107
苦情解決責任者	永山 由美	

### (2) その他

市町村窓口	いわき市保健福祉部 介護保険課	いわき市役所内 TEL 22-7467
公的団体の窓口	福島県国民健康保険 団体連合会	福島市中町3-7 024-523-2700

## 14. 第三者評価表

実施しておりません

令和 年 月 日

認知症対応型通所介護の提供にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業所 所在地 いわき市平谷川瀬一丁目19-7  
名称 医和生会きらくデイサービス

説明者

私は、本書面により、事業所から認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名